

# いじめ防止基本方針



鹿児島市立星峯西小学校

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

鹿児島市立星峯西小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「鹿児島県いじめ防止基本方針」「鹿児島市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
  - ・ わざと会話をしない。
  - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかると通行する、通行中に足をかけられる。
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ くつを隠される。
  - ・ 持ち物を取られ、傷つけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
  - ・ 人前で衣服を脱がされる。
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
  - ・ SNSのグループからわざと外される。

## III いじめの問題に対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

いじめに対して本校、教師がとるべき基本姿勢としては、以下の通りである。

- ・ いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感を持つこと。
- ・ いじめを発見したら、必ず止めること。
- ・ いじめられている児童を絶対に守り抜くこと。
- ・ 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- ・ いじめた児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- ・ 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- ・ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- ・ 教師自らの体験を語るなどして、児童への将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- ・ いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。

## IV いじめ防止のための組織

### 1 名称

いじめ対策委員会（企画委員会毎月実施） 場所：校長室

- 2 目的  
本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。
- 3 役割
  - ・いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 構成メンバー  
校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・学年主任・養護教諭  
必要に応じた関係者及び外部専門家
- 5 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部	232-7869
鹿児島南警察署	269-0110
星ヶ峯交番	265-0310
県総合教育センター教育相談課	294-2200
県中央児童相談所	264-3003

## V いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法  
第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

第15条

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等及びその保護者が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 いじめの未然防止のための措置

#### (1) 保護者・地域との連携

- ・全校朝会、学年朝会での講話
- ・学校だより、学年だよりでの啓発
- ・ホームページの活用
- ・保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。
- ・担任が積極的にPTA学年学級活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

#### (2) いじめについての共通理解

- ・校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知徹底を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で全校児童を対象にいじめに関する講話等を行う。
- ・児童理解の時間を毎週の学年会の中に位置づけ、情報の共有化を図り、毎月1回の学年連絡会で全体に報告し、改善策について話し合う。
- ・4月第3週及び9月第2週の「いじめを考える週間」を中心に、年間を通じて適宜児童がいじめの問題について学ぶ場を設定する。

#### (3) 学級活動や児童会活動における話し合い活動の充実

- ・児童会活動、児童総会、学級活動等でのいじめの防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)

#### (4) 人権意識と生命尊重の態度の育成

- ・命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。

- ・人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
  - ・すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
  - ・全校朝会等での表彰式や学校だよりなどを利用し、児童の頑張りを多くの児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
  - ・生活委員会を主体としたあいさつ運動やボランティア活動の充実を図る。
- (5) 主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
  - ・ふれあい活動の充実（毎週水曜日）

## VI いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

#### いじめ防止対策推進法

#### 第16条

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるように配慮するものとする。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう務める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### 2 いじめの未然防止のための措置

- (1) 定期的なアンケート調査
  - ・年2回(5月, 12月に実施)
- (2) 教育相談の実施
  - ・毎週金曜日, 年3回(保護者)実施
  - ・養護教諭と担任との連携
- (3) 教職員による観察や情報交換
  - ・授業中や休み時間の子どもたちの言動を観察
  - ・毎月1回, 学年連絡会での情報交換
- (4) いじめ相談窓口の設定
  - ・生徒指導主任, 養護教諭, 教育相談係

\*いじめられている子どもの兆候(例)

※印は無理矢理やらされている可能性があるもの

	学 校 生 活	家 庭 生 活
朝の会	・遅刻, 欠席が増える。	・衣類の汚れや破れが見られたり, よくけがをしたりしている。
授業の開始時	・出席確認の際, 声が小さい。	・風呂に入りがたがなくなる。殴られた傷跡などを見られるのを避けるため, 裸になるのを嫌がる。
授業中	・涙を流した気配が感じられる。	・食欲がなくなったり, 体重が減少したりする。
	・一人だけ遅れて教室に入る。	・寝付きが悪かったり, 夜眠れなかったりする日が続く。
	・筆圧が弱くなる。	・部屋に閉じこもることが多く, ため息をついたり, 涙を流したりする。
	・頭痛, 腹痛などを訴え, 保健室に行くことが多い。	・言葉遣いが荒くなり, 親や兄弟などに反抗したり, 八つ当たりをしたりする。
	・ふざけた質問をする。※	
休み時間	・一人でいることが多い。	
	・わけもなく階段や廊下等を歩いている。	
	・用もないのに職員室等に来る。	
	・仲よしでない者とトイレに行く。※	
給食時	・食べ物にいたずらをされる。	

清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ分けで孤立しがちである。</li> <li>・好きなものを級友に譲る。※</li> <li>・目の前にゴミを捨てられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親から視線をそらしたり家族に話しかけられることを嫌がったりする。</li> <li>・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の嫌がる仕事を一人でする。※</li> <li>・顔にすり傷や鼻血の後がある。</li> <li>・用事がないのに残っている日がある。</li> <li>・部活動に参加しなくなる。</li> <li>・他の子の荷物を持って帰る。※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li>・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつむきがちで視線を合わさない。</li> <li>・寂しそうな暗い表情をする。</li> <li>・独り言を言ったり、急に大声を出したりする。</li> <li>・日記、作文、絵画などに気にかかる表情が表れる。</li> <li>・教材費、写真代などの提出が遅れる。</li> <li>・言葉遣いが荒れた漢字になる。※</li> <li>・校則違反、万引きなどの問題行動が目立つようになる。※</li> <li>・教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。友人からの電話で、不自然な外出が増える。</li> <li>・携帯電話やメールの着信音におびえる。</li> <li>・パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている。</li> <li>・「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。</li> <li>・投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも判断できない。</li> <li>・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。</li> </ul>

## VII いじめの早期対応

### 1 基本的な考え方

#### いじめ防止対策推進法

#### 第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

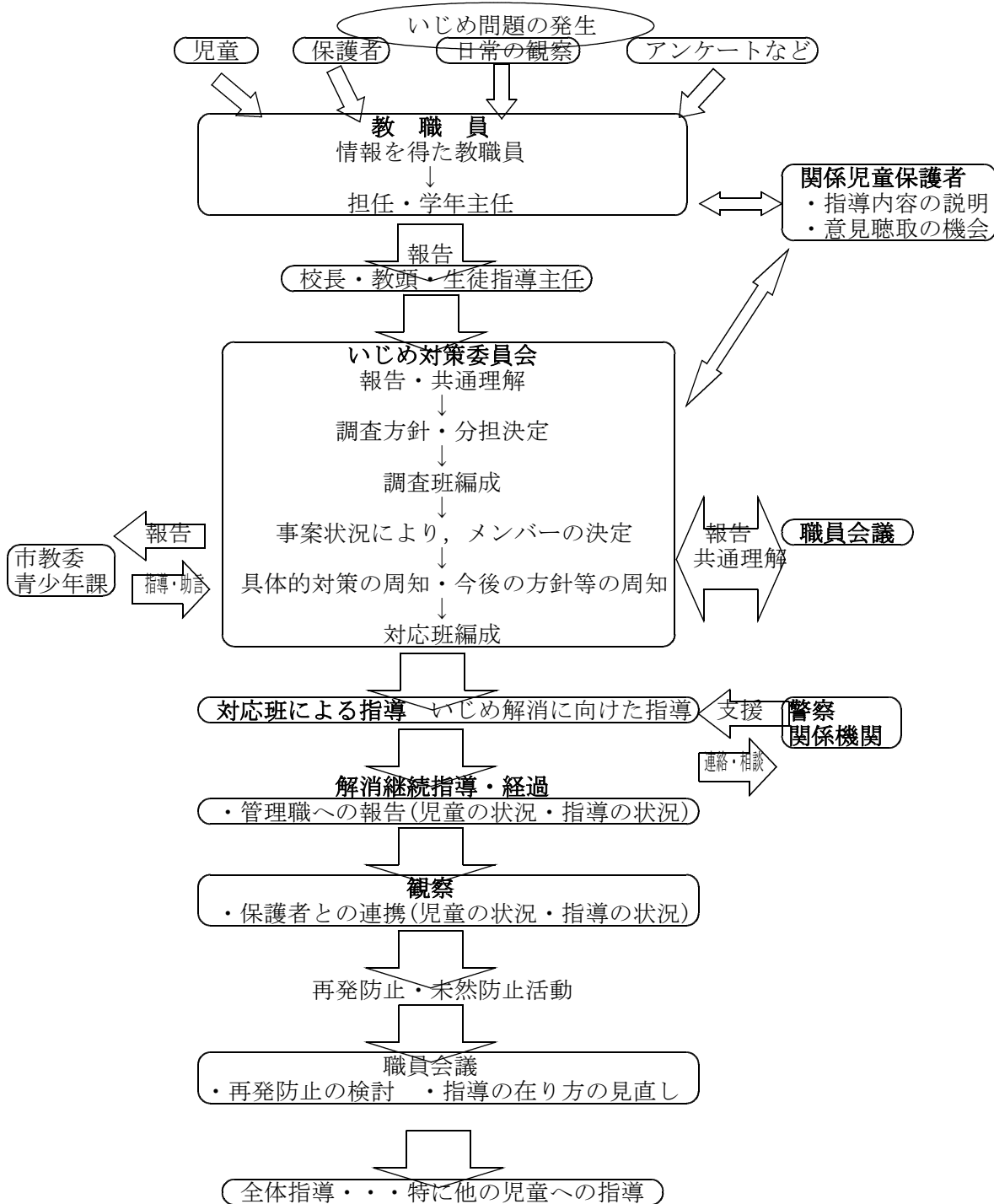
いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 2 いじめの早期対応のための措置

#### (1) いじめへの迅速な対応

- ・いじめの事実関係の把握
- ・いじめられた児童及び保護者への対応
- ・いじめた児童及び保護者への対応
- ・いじめの事実調査の実施

- ・ 集団への働きかけ
  - ・ 継続的な指導
- (2) スクールカウンセラー等関係機関・専門機関と連携
- (3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



\*いじめが起きた場合の子どもや保護者への対応 (例)

いじめられた子どもへの対応
①「いじめられている子どもを守り通す」という学校の姿勢を明確に示す。
②担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。
③冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに、その子のよさを見つけ、認め、

いじめた子どもへの対応
①いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為である」ことを分からせる。
②何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
③当事者だけでなく、周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。

共感的に受けとめる姿勢で臨む。  
④いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家等と連携することも検討する。

【その保護者に対して】

- ①話合いの機会を早急に持つ。
- ②誠意ある対応に心がける。
- ③学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても話し合う。
- ④必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。

④集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。

⑤いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。

⑥場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。

【その保護者に対して】

- ①事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらおう。
- ②いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
- ③担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。

周りではやし立てる子どもへの対応

- ①はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ②はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する子ども）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で対応する。

見て見ぬふりをする子どもへの対応

- ①自分が所属する集団内(学級や部活動など)で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- ②「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

## VIII 重大事態への対応

### 1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法  
第28条

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

生命・身体に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したもとして報告調査等に当たる。

### 2 重大事態について

ア 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

### 3 重大事態が発生した場合の対応

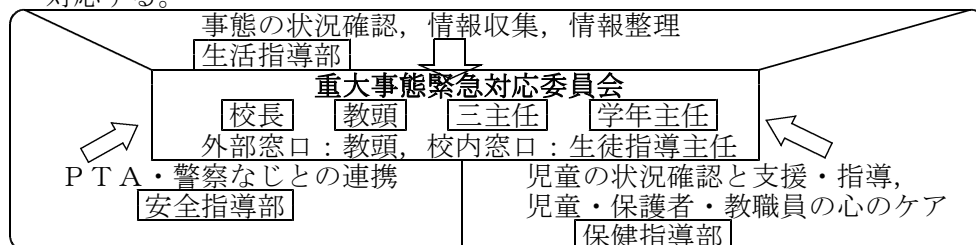
- (1) 重大事態の報告  
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- (2) 全校体制による緊急対応  
学校の「いじめ防止等の対策のための組織」は、あらかじめいかに例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
  - ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
  - ・児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
  - ・PTA・警察などとの連携
- (3) 市教委との連携
  - ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
  - ・臨床心理相談員スクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
  - ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

#### 4 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

##### (1) 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



##### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ(いつ頃から)</li> <li>・どこで</li> <li>・誰が</li> <li>・何を、どのように(態様)</li> <li>・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)</li> </ul> |
|--|

○いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散風評被害等にも配慮する。

- ・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など。

○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院又は意識不明の病状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### 4 その他留意事項

##### (1) 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーに相談する。

##### (2) 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。

##### (3) 調査対象の児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供の旨を十分説明し、承諾を得ておく。

##### (4) 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をはかりながら対応する。



## IX 年間計画一覧

月	児童生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間	家庭訪問	年間の活動計画の検討
5月	ニコニコ月間 アンケート調査 教育相談 ポスター・標語作り	生徒指導事例研修	
6月	道徳の授業(生命尊重)の実施 児童総会での話し合い		アンケートの分析
7月	情報モラルについての指導	外部講師を招聘しての校内研修 保護者との教育相談	学期の取組の総括及び次 学期に向けての取組確認 教育相談のまとめ
8月		保護者との教育相談	教育相談のまとめ
9月	いじめ問題を考える週間 携帯・ネット利用実態調査		
10月		保護者との教育相談	教育相談のまとめ
11月			
12月	人権旬間 アンケート調査 教育相談 道徳の授業の実施		学期の取組の総括及び次 学期に向けての取組確認 アンケートの分析
1月			
2月	児童総会での話し合い	保護者との教育相談	教育相談のまとめ
3月			年間の総括及び次年度に 向けての取組確認

## X その他

- 1 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 2 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。